

入居できる方

県営住宅の入居には一定の要件(住宅困窮要件・収入基準)があります。原則として以下のすべての項目を満たしていることが条件になります。

- **持ち家がない。**(ただし、売却や取り壊しが決まっている場合には申込可能です。)
- **月額所得が入居基準である 158,000 円以下である。
または次の裁量世帯に該当し 214,000 円以下である。**

※所得の計算については、申込み案内をご覧ください。

裁量世帯(所得の上限が緩和される世帯)とは、次の世帯をいいます。

1. 申込締切日現在 60 歳以上の方のみの世帯、又は申込締切日現在 60 歳以上の方と 18 歳未満の方のみで構成される世帯
2. 小学校就学前の子供がいる世帯
3. 身体障害者手帳 1 級から 4 級のいずれかをお持ちの方がいる世帯
4. 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 2 級のいずれかをお持ちの方がいる世帯。
5. 上記精神障害の程度と同程度の知的障害者の方がいる世帯。
6. 戦傷病者の手帳を持っている。
7. 医療特別手当証書を持つ原爆被爆者である。
8. 都道府県援護事務所管(部)課長の証明書を持つ海外からの引揚者である。
9. ハンセン病療養所等の入所者である。
10. 災害等により住宅に困窮している方

- **住宅に困窮しており、次のいずれかに該当する。**

1. 危険もしくは、不衛生、居住に適していない等の住宅に居住している
2. 住宅がないため、本来同居すべき親族と同居できない。
又は、他の世帯と同居していて不便である(間借り状態)。
3. 世帯構成に比べ住宅が著しく狭い。
4. 自己の責めによらず、書面にて立退きの要求を受けている。
5. 住宅がないため遠隔地通勤をしている。
6. 収入(所得)に比べ著しく過大な家賃の支払いをしている。
7. その他の困窮事由がある

- **入居決定後、国内在住の親族又は知人の連帯保証人を付けられること。
(新潟市近隣に在住の親族が望ましい)**
- **申込者は成人である**(18 歳以上の方が対象です。)
- **申込者および同居しようとする親族**(内縁関係にある者及び婚約者を含む。以下同じ。)は、**暴力団員でない。**
- **新潟市内の公営住宅の入居者でない。**
(ただし、入居名義人の同居親族が世帯分離する場合は、申し込みが可能です。)
- **過去、県営住宅に入居していた際の家賃滞納がない。**
- **独立の生計を営んでいる。**(被扶養者のみでの入居はできません。)
また、**結婚している場合は配偶者と同居する。**(夫婦の別居はできません。)